

介護老人保健施設フジオカ 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人フジタが開設する介護老人保健施設（以下「施設」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護保険施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、施設サービス計画に基づき、看護、介護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすると共に、その者のその居宅における生活への復帰を目的とする。

2 施設の従業者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保険施設サービスの提供に努める。

3 介護保険施設サービス等の実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称)

第3条 施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

(1) 名称 介護老人保健施設フジオカ

(2) 所在地 豊田市御作町振ヶ洞1157-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする

(1) 管理者 1名（医師と兼務）

・・・管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 従業者

医師 1名（常勤兼務医師1名）

看護職員 18名（常勤職員9名、非常勤職員9名）

介護職員 35名（常勤職員25名、非常勤職員10名）

支援相談員 4名（常勤職員3名、非常勤職員1名）

理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士 11名（常勤兼務職員8名、非常勤兼務職員3名）

栄養士又は管理栄養士 2名（常勤職員）

介護支援専門員 3名（常勤職員）

・・・従業者は、介護保険施設サービスの提供にあたる。

(3) 事務職員 6名（常勤職員3名、非常勤職員3名）

・・・必要な事務を行う。

(入所者定員)

第5条 入所者の定員は96名とする。

(保険施設サービス内容及び利用料等)

第6条 介護保険施設のサービス内容は次のとおりとし、介護保険サービスを提供した場合の利用料額は、それぞれ介護報酬の告示上の額の1割、2割または3割とする。

- (1) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 機能訓練及びその他必要な医療
- (3) 療養上の世話
- (4) 健康チェック
- (5) 退所時指導

2 その他の費用

施設は前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの金額とする。

1. 居住費 多床室25室・・・・・・・・437円(1日あたり)
従来型個室(6室)・・・1,728円(1日あたり)
2. 利用者の選定に基づく特別な室の提供に係わる追加的費用は、次の額を徴収する。
個室 2,118円(税込)
(インターネット接続可能、居室内トイレ、景観良好)(1日あたり)
3. 日常生活において通常必要となる費用として利用者が負担すべき費用として教養娯楽費日額101円、日用品費日額250円又は370円を徴収する。
4. 食費は、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者以外は、1,629円とする。
5. 理美容代は次の通り徴収する。

調髪	2,000円
パーマ	4,900円
ポイントパーマ	2,100円
毛染め	4,100円

3 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。なお、やむをえない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には、予め利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

4 施設は、前項各号に掲げる費用の支払いを受けた場合は、当該サービスの内

容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第7条 従業者は利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

(1) 別に定める入所者の守るべき事項を守り、他の迷惑にならないようにする。

(2) 気分が悪くなった時は速やかに申し出る。

(3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないように利用する。

(非常災害対策)

第8条 施設は防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出訓練を行う。

(身体的拘束その他の行動制限について)

第9条 当施設では、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の方法により利用者の行動を制限しない。

(1) 身体的拘束その他の行動制限をする場合は、利用者または身元引受人に事前に十分説明し、その同意を得る。

(2) 身体的拘束その他の行動制限をする場合は、行動制限を決定した者の氏名、制限根拠、内容、見込まれる期間などを介護サービス記録に記載する。

(その他運営についての留意事項)

第10条 施設は職員の質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 1年1回

2 従業者は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人フジタと施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。